

令和4年1月5日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52  
食品生活衛生課〕

広島県ふぐの処理等に関する条例及び広島県ふぐの処理等に関する条例施行規則  
の制定について（通知）

このことについて、広島県ふぐの処理等に関する条例が令和3年10月14日付け広島県条例第30号で、また、広島県ふぐの処理等に関する条例施行規則が令和3年12月27日付け広島県規則第93号で別紙のとおり公布されました。

については貴会員に周知してください。

#### 1 制定理由

食品衛生法等の一部改正により、ふぐは都道府県知事等が認める者又はその者の立会いの下で他の者が処理しなければならないこととされ、ふぐ処理者に必要な知識等の全国的な平準化を図るため、厚生労働省より「ふぐ処理者の認定基準について」及び「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」が示された。

これらのことを踏まえ、ふぐの処理者の免許等に関して必要な事項を定めるため、新たに条例及びその施行規則を制定した。

#### 2 主な内容

厚生労働省から示された「ふぐ処理者の認定基準」（令和元年10月31日通知）及び「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（以下ガイドライン）」（令和2年5月1日通知）に基づき、ふぐの取扱い、ふぐ処理者の認定及びその他都道府県等が定めるべき事項について規定する。（別紙参照）

現行の「フグの処理等に関する指導要綱」との主な変更点は、次のとおり。

	フグの処理等に関する指導要綱	広島県ふぐの処理等に関する条例
知識、技術の確認	講習会（座学、実技） ※最後に習熟度の確認テストあり	試験（学科、実技）
受講・受験資格	調理師かつふぐ処理実務経験2年以上	学校教育法第57条に規定する者（中学校卒業相当）
免許取消・停止の有無	無	有

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

当条例は広島県内（広島市，呉市及び福山市を除く）の区域においてのふぐ処理を規制するものです。広島市，呉市及び福山市でのふぐ処理は，別に各市が条例を定める予定です。

担当 乳肉水産・動物愛護グループ

電話 (082)513-3103(ダイヤル)

(担当者 岡)

## 広島県ふぐの処理等に関する条例の概要

## 1 販売の禁止

ふぐは、ふぐ処理者が処理したもの又はその者の立会いの下に他の者が処理したもの以外は、食用として販売してはならない。ただし、ふぐ処理者、ふぐ処理業者その他規則で定める者に対して販売するときは、この限りでない。

## 2 ふぐ処理の制限

ふぐ処理者でない者は、ふぐ処理施設において、業としてふぐ処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐ処理に従事する場合は、この限りでない。

## 3 ふぐ処理者の免許

(一) ふぐ処理者の免許（以下「免許」という。）は、次のいずれかに該当する者に対して知事が与える。

- (1) 知事が行うふぐ処理者試験に合格した者
- (2) 他の都道府県知事等からふぐ処理に関する免許等（以下「免許等」という。）を受けている者
- (3) 他の都道府県知事等が行うふぐ処理に関する試験に合格した者

(二) 免許を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

(三) 免許は、ふぐ処理者名簿に登載することによって行う。

(四) 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

## 4 欠格事由

(一) 知事は、次のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

- (1) 免許の取消処分（5(二)(1)（4(二)(2)に該当する場合に限る。）による取消処分を除く。）を受けた後一年を経過しない者
- (2) 他の都道府県知事等から免許等を受けた者のうち、当該免許等の取消処分（4(二)(2)に該当する場合と同等のものと認める取消処分を除く。）を受けた後一年を経過しない者

(二) 知事は、次のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えないことができる。

- (1) 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
- (2) 心身の故障によりふぐ処理者の業務を適正に行うことができない者

## 5 免許の取消し等

(一) 知事は、ふぐ処理者が次のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により免許を受けたとき。
- (2) 4(一)(2)に該当するに至ったとき。

(二) 知事は、ふぐ処理者が次のいずれかに該当するときは、免許を取り消し、又は期間を定めて免許の効力の停止を命じることができる。

- (1) 4(二)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) ふぐ処理者の遵守事項に違反したとき。
- (3) その責に帰すべき事由により、ふぐ処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。

## 6 ふぐ処理者の遵守事項

- (一) ふぐ処理者は、業としてふぐ処理に従事する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) ふぐ処理施設以外の場所でふぐ処理に従事しないこと。
  - (2) 凍結したふぐを使用する場合は、急速凍結法により凍結したものをを用い、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供することとし、再凍結は行わないこと。
  - (3) 有毒部位の除去は、的確に行うこと。
  - (4) 除去した有毒部位は、焼却等衛生上の危害を生じない方法で確実に処分すること。
- (二) ふぐ処理者は、免許証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

## 7 ふぐ処理者試験

- (一) ふぐ処理者試験は、ふぐ処理者として必要な知識及び技能について行う。
- (二) 知事は、ふぐ処理者試験を毎年一回以上行うものとする。ただし、他の都道府県知事等においてふぐ処理者試験と同等以上の試験が当該年に実施され、かつ、業としてふぐ処理に従事しようとする者が当該試験を受験する機会が確保されると認められる場合は、この限りでない。
- (三) ふぐ処理者試験は、中学校等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者でなければ、受けることができない。

## 8 ふぐ処理施設の登録

- (一) ふぐ処理を行う施設を営もうとする者は、当該施設ごとに申請を行い、施設の登録を受けなければならない。
- (二) 知事は、(一)による申請があったときは、当該施設が要件を満たしていることを確認し、ふぐ処理施設である旨を記載した登録証を交付する。
- (三) ふぐ処理業者は、登録証を当該ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

## 9 報告の徴収等

知事は、条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理者等に対し、必要な事項について報告を求め、又はその職員に、ふぐ処理を行う施設その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

## 10 手数料

- (一) 次に掲げる申請等をしようとする者は、それぞれに定める額の手数料を納めなければならない。
  - (1) 免許の申請 一件につき 三千七百円
  - (2) 免許証の書換え交付の申請 一件につき 二千五百円
  - (3) 免許証の再交付の申請 一件につき 二千九百円
  - (4) ふぐ処理者試験の受験 一万五千七百円
- (二) 既納の手数料は返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

## 11 手数料の減免等

- (一) 3(一)(2)に該当する者であって、広島市長、呉市長又は福山市長の免許等を受けている者が行う免許の申請については、手数料の納付を要しない。

(二) 免許証の書換えを申請すべき事項について既に広島市長、呉市長又は福山市長から交付された免許証等の書換え交付を受けている者が行う免許証の書換え交付の申請については、手数料の納付を要しない。

(三) 知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

## 12 経過措置

(一) 既存ふぐ処理者は、施行日から起算して二年を経過する日までは、ふぐ処理者として、引き続きふぐ処理を行うことができる。

(二) 知事は、施行日から起算して二年を経過する日までに既存ふぐ処理者から申請があった場合は、当該既存ふぐ処理者に対して免許を与えることができる。

(三) 既存ふぐ処理施設のうち、食品衛生法の規定により営業許可を受けているものについては、その許可の有効期間が満了するまでの間は、ふぐ処理施設として、引き続きふぐ処理を行うことができる。